

くらしの情報が かわさき

KAWASAKI CITY



2019年
令和元年
8月25日
発行

- 特集記事
チケット不正転売禁止法とは …… P1・2
- いまどき相談事例 …… P3
- 消費生活相談概要 他 …… P4

発行 川崎市消費者行政センター

令和元年6月14日、「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」（チケット不正転売禁止法）が施行されました。

チケット不正転売禁止法とは

弁護士法人ASK 代表弁護士 伊藤諭

どうしてこの法律ができた？

かつては「ダフ屋」によってチケットの売買が行われていました。反社会的勢力の資金源になっていたこともあり、条例などの規制で対応してきました。しかし最近では、インターネットを通じて売買が公然と行われており、各自治体の条例では十分に取締まることができなくなりました。価格も以前とは比べものにならないくらいに高額化しています。「転売ヤー」などという呼び方も定着しつつあります。チケットがいくら高額で転売されても、アーティスト等には当初の販売価格以上の利益はありません。他方、一般のファンにとっては、行きたいイベントのチケットが不正転売業者に買い占められてしまえば、「転売ヤー」から不当に高値で買わざるを得なくなります。転売ヤーだけが利益を独占し、アーティストやファンなどが不利益を受ける不健全な状態を改善するため、議員立法によりチケット不正転売禁止法ができたのです。

興行とは

この法律で規制される「興行」とは、「映画、演劇、演芸、音楽、舞踊その他の芸術及び芸能又はスポーツを不特定又は多数の者に見せ、又は聴かせること（日本国内において行われるものに限る。）」をいいます（第2条1項）。観戦目的のスポーツや、アーティストのコンサートなどが「興行」に当たります。マラソン大会など、「参加する」イベントはここでいう「興行」には当たりません。

規制の対象となるチケットは？

提示することにより興行を行う場所に入場することができる証票（チケット）のうち、不特定多数の者に販売されるものであり、①興行主等の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し ②興行が行われる特定の日時、場所、入場資格者又は座席の指定があり ③販売時に入場資格者または購入者の氏名及び連絡先を確認する措置を講じ、かつ、これらを券面上に記載しているもの（電子チケットの場合は、スマートフォンなどの画面に表示させたもの）を、「特定興行入場券」と呼んで規制の対象としています（2条3項）。

TARO KAWASAKI Super Tour in KAWASAKI 2019

日時 2019年8月25日 18:00開場 19:00開演
場所 カルッツかわさき 大ホール
座席 20通路 13列 144番
A席 5,400円(税込)

2019年8月25日
19:00開演
カルッツかわさき
大ホール
13列 144番
5,400円(税込)

★主催者の同意のなく有償で譲渡することを禁止します。
★この入場券は、購入者の氏名及び連絡先を確認した上で販売されたものです。

特定興行入場券の例

具体的には

例えば、次のようなものは「特定興行入場券」に当たりませんので、法律の規制の対象外です。

規制の対象とならない券の例	理由
整理券	「それを提示することにより興行を行う場所に入場することができる証票」でない
予約券	同上
無料の招待券	「不特定多数の者に販売されるもの」でない
CDの付録である握手券など	同上
入場資格者の記載のない自由席券	「入場資格者又は座席が指定され」ていない
入場資格者の記載のないフェスの入場券	同上



どんな行為が禁止される?

特定興行入場券の不正転売をしたり、不正転売する目的で譲り受けることが禁止されます。「不正転売」とは、興行主の事前の同意を得ずに業として(=反復継続して)行う有償の譲渡で、販売価格を超える価格をその販売価格とするものをいいます。販売価格が5,000円のを5,001円で売っても違法になります。ただし、販売価格が5,000円のを4,000円で仕入れて4,500円で売る行為は違法にはなりません。

これからどんなことに気をつけるべき?

これから、チケットの売買について私たちが気をつけなければいけないことはなんでしょうか。

注意しなければいけないのは、「この法律に触れないチケット」は「自由に転売できるチケット」ではないということです。イベントの規約上、本人以外入場できないチケットが増えています。東京マラソンの出場権などは、この法律の対象外ですが、当然ながら権利の譲渡は禁止されており、かなり厳格な本人確認が行われています。そうした権利を第三者から購入したとしても使用することができません。それを知りつつ転売すれば、詐欺罪になりますし、購入した側は、対価を支払ったのに入場できないということになってしまいます。公式サイト以外でチケットを購入することはリスクが高いといわざるを得ません。



行けなくなったチケットはどうすれば?

せっかく購入したのに、都合が悪くチケットが余ってしまったという場合でも心配いりません。法は、厳しい規制をかける一方、興行主等にこうした正当なニーズに応える施策を求めています。リセールサイト(興行主などが開設する公式な転売サイト)はその一つです。東京オリンピックでも、公式にこうしたルートが用意されます。ここでは本来の販売価格で転売が行われる見込みです。

まとめ

音楽やスポーツを楽しむことは、健全な文化の発展につながります。適正な価格でチケットが流通することで、広く一般の方にこうした文化が根付くきっかけとなるものと期待しています。

※参考文献 「チケット不正転売禁止法がよく分かるQ&A」(第一法規)



● 事例 1

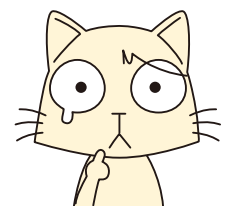
モデルのオーディションに応募し、合格したと連絡が来たので、芸能事務所へ行き登録した。その際、6か月間のモデルの養成スクールを勧められ、22万円を払って契約した。しかし、スクールのスケジュールも無く、内容も不十分なものだったので、「辞めたい」と言ったが辞めさせてもらえず、スクール料も一切返金されなかった。

● 事例 2

SNSにあった中高年のタレントを募集する広告を見て応募した。広告には一回の出演料で数万円にもなると書かれてあった。後日、合格の通知を受け、事務所に行くと、担当者に「仕事をするならレッスンを受ける必要がある」と言われ30万円もするレッスン料を払った。演技指導や写真のポーズの取り方など10回のレッスンを受けたが、仕事の紹介は無かった。その後何度連絡をしても「今探している」と言うだけで仕事してもらえない。

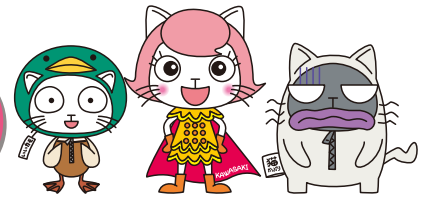
● アドバイス

- アイドルが身近な存在へ変わってきた影響で、タレントやモデル、歌手や声優に憧れる若い女性を中心に、芸能事務所との契約トラブルが発生しています。また、最近は退職し時間に余裕の出来た、中高年からも相談が寄せられています。
- 以前、多く見られた街中で突然声をかけられ、芸能事務所に連れて行かれる「キャッチセールス」で契約するケースに加え、最近ではSNSやメールマガジンで配信される芸能事務所の募集広告を見て、自らオーディションに応募したことがきっかけとなって、事務所に登録するケースも増えています。
- 事例のように、モデルやタレントになるためには、養成スクールやレッスンの受講が必要などと言われ、高額なレッスン料を払い受講したものの、仕事のあっせんが無かったり、満足なレッスン内容では無いので解約したいという相談が多くなっています。
- 本来、モデルやタレントの養成は、事務所が自らの経費で行い、一定の水準に達したところで「売り込み」を行うのが通例と思われます。モデルやタレントの仕事をする前に高額なレッスン費用の負担を求められる場合は、レッスンを受けさせることだけが目的ということも考えられるので注意しましょう。
- こうしたレッスンの受講を勧められ、当初の話に無い金銭の負担を求められた場合は、その場での判断は避け、家族に相談するなど冷静に判断しましょう。また、事務所が何をどのように支援してくれるのか、必ず仕事を紹介してもらえるのか、契約前によく確認することが大切です。
- オーディションに合格したことだけを告げられて、レッスン契約をさせることが目的であることを知らされずに事務所に呼ばれて契約した場合は、「アポイントメントセールス」と認められることが多く、契約書面受領後8日以内であればクーリング・オフができます。
- クーリング・オフ期間が過ぎていても、事業者の勧誘方法に問題がある場合は、話し合いで契約を解除できる場合もありますので、契約内容などに疑問を感じた時は、早めに川崎市消費者行政センターにご相談ください。



平成
30年度

消費生活相談概要



- 1. 相談件数 相談件数は前年度比17.5%の増加** 平成30年度に本市で受け付けた相談件数は10,489件で、前年度に比べて17.5%増加となりました。相談の内訳をみると、苦情が9,893件、問合せ等が596件でした。
- 2. 契約当事者の特徴 年々高齢化の傾向にある** 年代別では、多い順に70歳以上、60歳代、50歳代、40歳代、30歳代、20歳代、19歳以下と続き、70歳以上・60歳代・50歳代で増加が顕著でした。男女別では、女性(6,210件)が男性(3,837件)を大きく上回りました。
- 3. 商品・役務(サービス)の上位品目 商品一般が1位**

順位	商品・サービス	30年度	構成比	29年度	構成比	順位	商品・サービス	30年度	構成比	29年度	構成比
1	商品一般	2,172	20.7%	705	7.9%	4	工事・建築	288	2.7%	272	3.0%
2	デジタルコンテンツ	1,172	11.2%	1,354	15.2%	5	インターネット 接続回線	252	2.4%	232	2.6%
3	不動産賃借	471	4.5%	521	5.8%						



※商品一般:その商品・役務が何なのか消費者が知らず、どの商品分類か特定できない商品についての相談。
「内容は不明だが、身に覚えのない請求書が届いた」「郵便物が届いたが、怪しいので開封していない」など。

- 4. 相談の内容 契約・解約に関する相談が8割以上を占める** 相談を内容別に分類すると、1位「契約・解約」8,951件(85.3%)、2位「販売方法」6,917件(65.9%)、3位「品質・機能、役務品質」1,451件(13.8%)、4位「接客対応」1,314件(12.5%)、5位「価格・料金」1,100件(10.5%)の順でした。(複数計上、%は全相談件数に対する割合)
- 5. 販売購入形態 店舗外購入に関する相談は全体の約5割** 販売購入形態は、店舗購入と店舗外購入に大別され、店舗購入は1,981件で全体の18.9%、訪問販売、通信販売等の店舗外購入は4,587件で全体の43.7%となりました。店舗外購入は1位「通信販売」(3,207件)、2位「訪問販売」(768件)、3位「電話勧誘販売」(348件)の順となりました。店舗外購入の主な商品・役務については、1位の「通信販売」は「デジタルコンテンツ」の相談が約3割を占め、2位「訪問販売」は「工事・建築」、3位「電話勧誘販売」は「インターネット接続回線」の相談が多く寄せられました。

高齢者被害特別相談のお知らせ

高齢者を狙った悪質商法の被害未然防止のため、首都圏の都区市等が共同で高齢者向け相談を実施します。お気軽にご相談ください。

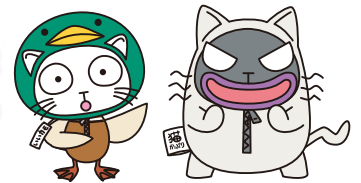
実施日

令和元年9月11日(水)12日(木) 9:00~16:00
令和元年9月13日(金) 9:00~19:00 (16:00~19:00までは電話相談のみ)
*上記以外の日程でも相談を受け付けています。

☎相談電話
044(200)3030

川崎市消費生活展 開催!!

川崎市消費生活展は、今年第55回目を迎えます。



市内消費者団体等が、日頃の活動内容の実演や展示を通して、くらしを楽しく豊かにするヒントをご紹介します。また毎年恒例のクイズラリーは、先着300名のみなさまにお楽しみいただけます。ぜひ、みなさまお誘い合わせの上、ご来場ください。

名称 川崎市消費生活展
日時 令和元年10月14日(月・祝) 午前10時30分~午後3時30分
場所 JR武蔵溝ノ口駅南北自由通路
主催 川崎市・川崎市消費生活展実行委員会

内容 市内消費者団体等による展示・実演
クイズラリー先着300名
川崎産新鮮野菜の販売
消費者行政センターキャラクター
てるみ~にゃの出演!等

くらしの情報かわさき

9・10月号(隔月発行) 2019年(令和元年) 8月25日発行

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階
☎044(200)3864 FAX:044(244)6099

●イラスト…タナカタケシ
●発行…川崎市経済労働局 産業政策部 消費者行政センター

消費生活に関する情報は、消費者行政センター
ホームページでも提供しています。



ホームページ

川崎市消費者行政センター

検索